

幼稚園・保育所(園)・認定こども園の 入所(園)受付を始めます。

【問】幼保連携推進室 ☎(0879)52・2522



幼稚園・保育所・認定こども園などの施設を利用する場合は、保護者や子どもの状況によって、次の3つの認定区分(1号認定から3号認定まで)を受ける必要があります。

1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
	利用できる施設 幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定)	子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合
	利用できる施設 保育所(園)・認定こども園
3号認定 (保育認定)	子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合
	利用できる施設 保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業

※「保育を必要とする事由」: 就労(フルタイム、パートタイム、居宅内労働など)、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあることなど。

★申込みについて

入所(園)手続等について詳細を記載している「幼稚園・保育施設利用案内(以下「利用案内」という。)-を幼稚園、保育所等の各施設、幼保連携推進室(長尾支所2階)、各支所または生活環境課でお受け取りください。利用案内をご覧ください、必要な書類を希望する施設の受付日に提出してください。提出書類の様式は、さぬき市ホームページからもダウンロードすることができます。

認定区分や家庭の状況により必要な書類は異なりますので、利用案内で十分ご確認ください、事前に準備しておいてください。

申込みに必要な書類について

(1号認定の場合)

支給認定申請書兼現況届(1号認定用)・入園申込書・口座振替依頼書

(2・3号認定の場合)

支給認定申請書・利用申込書兼現況届(2・3号認定用)・勤務証明書等の添付書類・口座振替依頼書
右記以外でも別途必要となる書類がある場合もあります。

※1号認定の方で、預かり保育の利用を希望される方は、入園申込みの際に、必要な書類を各施設で受け取り、後日提出してください。

★注意事項

(1) 提出する書類には、個人番号(マイナンバー)が必要となります。個人番号カードなどの個人番号が分かるものに併せて、本人確認ができる運転免許証等もお持ちください。

(2) 施設の利用料(利用者負担額)は、各世帯の前年度または当年度の市町村民税によって決定します。多

(3) 子世帯およびひとり親世帯等においては、減額となる場合があります。また、利用料以外に必要な給食費や主食代等については、各施設にお問い合わせください。

(4) 預かり保育や延長保育を実施している場合の利用料や時間等は、各施設にお問い合わせください。

(5) 幼稚園、こども園では、制服や体操服等、入所(園)後に必要な保育用品の採寸が必要な施設もありますので、できるだけお子様と一緒にお越しください。

(6) 年度途中や出生前でも、平成31年度中に入所(園)を希望される方はできる限り、次の期間中に申込みをお願いします。

申込状況によっては、希望する施設に入所(園)できない場合がありますので、ご了承ください。